

○家畜伝染病予防費補助金交付要綱

(総則)

第1条 本市における家畜伝染病予防を図るため、市内の農業協同組合員3人以上で構成する団体（以下「農業団体」という。）が実施する事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、市内の農業団体等が事業主体となり、家畜伝染病予防を目的として実施する事業で、本市に住所を有する畜産業者が市内の畜産施設で行うもの事業とする。

(補助対象費用)

第3条 補助の対象となる費用は、次のとおりとする。

(1) 次の家畜伝染病に係る検査料

- ア ヨーネ病（牛）（2年に1回に限る。）
- イ 牛ウイルス性下痢
- ウ 牛伝染性リンパ種
- エ オーエスキー病
- オ 豚繁殖・呼吸障害症候群
- カ 豚熱

(2) 次の家畜伝染病に係る予防注射料

- ア アカバネ病（牛）
- イ 牛伝染性鼻気管炎
- ウ 牛パラインフルエンザ
- エ 牛ウイルス性下痢
- オ 牛RSウイルス病
- カ 牛アデノウイルス病
- キ オーエスキー病
- ク 豚丹毒
- ケ 流行性脳炎（豚）
- コ 豚熱
- サ ニューカッスル病・低病原性ニューカッスル病

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象費用の額に3分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(実績報告)

第5条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支精算書及び収支を証する書類

(2) 事業実績書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 市長は、実績報告書の提出があったときは、報告書等の内容を審査し、適正であることを確認のうえ補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。